

(仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画
環境影響評価準備書に係る手続について

項目	内容																				
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表 10高層建築物の建設																				
これまでの手続き	<table border="1"> <tr> <td>配慮書</td> <td>提出：H27.3.11、公告縦覧：H27.3.25～H27.4.8</td> </tr> <tr> <td>縦覧対象区</td> <td>神奈川区</td> </tr> <tr> <td>環境情報提供書</td> <td>2通</td> </tr> <tr> <td>審査会</td> <td>意見聴取：H27.3.27</td> </tr> <tr> <td>配慮市長意見書</td> <td>作成：H27.5.7、公告縦覧：H27.5.15～H27.5.29</td> </tr> <tr> <td>方法書</td> <td>提出：H28.5.24、公告縦覧：H28.6.3～H28.7.19</td> </tr> <tr> <td>縦覧対象区</td> <td>神奈川区</td> </tr> <tr> <td>説明会</td> <td>開催日：H28.6.23、26（計2回）、 参加者：のべ108人</td> </tr> <tr> <td>意見書</td> <td>通数 5通</td> </tr> <tr> <td>審査会</td> <td>諮問：H28.6.7、答申：H28.10.28</td> </tr> </table>	配慮書	提出：H27.3.11、公告縦覧：H27.3.25～H27.4.8	縦覧対象区	神奈川区	環境情報提供書	2通	審査会	意見聴取：H27.3.27	配慮市長意見書	作成：H27.5.7、公告縦覧：H27.5.15～H27.5.29	方法書	提出：H28.5.24、公告縦覧：H28.6.3～H28.7.19	縦覧対象区	神奈川区	説明会	開催日：H28.6.23、26（計2回）、 参加者：のべ108人	意見書	通数 5通	審査会	諮問：H28.6.7、答申：H28.10.28
配慮書	提出：H27.3.11、公告縦覧：H27.3.25～H27.4.8																				
縦覧対象区	神奈川区																				
環境情報提供書	2通																				
審査会	意見聴取：H27.3.27																				
配慮市長意見書	作成：H27.5.7、公告縦覧：H27.5.15～H27.5.29																				
方法書	提出：H28.5.24、公告縦覧：H28.6.3～H28.7.19																				
縦覧対象区	神奈川区																				
説明会	開催日：H28.6.23、26（計2回）、 参加者：のべ108人																				
意見書	通数 5通																				
審査会	諮問：H28.6.7、答申：H28.10.28																				
準備書の提出	条例第24条 平成29年12月1日提出																				
準備書の縦覧の公告	条例第25条第1項 平成29年12月15日市報公告 （広報よこはま12月号、環境創造局ホームページ、環境創造局ツイッターで公表）																				
準備書の写しの縦覧	条例第25条第1項 縦覧期間：平成29年12月15日～平成30年1月29日（46日間） 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課 鶴見区役所区政推進課 神奈川区役所区政推進課 西区役所区政推進課 中区役所区政推進課 南区役所区政推進課 港南区役所区政推進課 磯子区役所区政推進課 港北区役所区政推進課 栄区役所区政推進課 （横浜市中心、鶴見、神奈川、中、南、港南、磯子、港北及び栄図書館で閲覧 環境影響評価課ホームページで準備書の全文公開を実施）																				
審査会への諮問	条例第25条第2項 平成29年12月25日諮問																				

準備書の概要の周知	<p>条例第26条第1項 同条第2項 周知計画書（平成29年12月1日提出） 対象地域：鶴見、神奈川、西、中、南、港南、磯子、港北、及び栄区の一部 周知方法：「環境影響評価準備書の概要及び説明会開催のお知らせ」を対象地域内各戸配布及び新聞折込</p>
意見書の提出	<p>条例第28条第1項 提出期間：平成29年12月15日～平成30年1月29日 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により当該意見を述べることができる。 （環境創造局のホームページでも意見書の受付を実施）</p>
準備書意見見解書の作成・提出	<p>条例第29条第1項 事業者は、意見書の写しの送付を受けた場合、意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類（以下「準備書意見見解書」という。）を作成し、市長に提出する。ただし、意見書の提出がなかったときは、この限りではない。</p>
準備書意見見解書の公告・縦覧	<p>条例第29条第2項 市長は、準備書意見見解書の提出を受けたときは、その旨を公告し、準備書意見見解書の写しを公告の日から、15日間縦覧に供する。</p>
市民等からの意見聴取	<p>条例第30条第1項 対象市民等（※）は、審査会に対し、準備書意見見解書の縦覧期間中に、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができる。</p>
審査書の作成・送付	<p>条例第31条第1項 市長は、本審査会の答申等を踏まえ、環境の保全の見地からの意見を記載した書面（以下「審査書」という。）を作成し、事業者に送付。</p>
審査書の公告・縦覧	<p>条例第31条第2項 市長は、審査書を作成した旨を公告し、30日間縦覧に供する。</p>

※ 対象市民等とは、対象地域内に居住する者及び対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。）をいう。